

北上市いじめ防止対策基本方針



平成 27 年 9 月

北 上 市

(令和 7 年 6 月改定)

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
------------------------------	-----

第1章 いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・	P 1
-------------------------------	-----

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 3 北上市いじめ防止対策基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止等に向けた方針

第2章 市が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
------------------------------	-----

- 1 組織の設置に関すること
- 2 学校支援のための取組
- 3 いじめに対する対応

第3章 各学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
---------------------------------	-----

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 校内組織の設置
- 3 いじめ防止等に関する取組の計画と実施

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
------------------------------	-----

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態の報告
- 3 調査の趣旨及び調査主体
- 4 調査を行うための組織及び内容
- 5 調査結果の説明
- 6 調査報告書の報告及び公表
- 7 調査結果を受けた市長による再調査

第5章 その他・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
-------------------------	-----

はじめに

子供が自他のいのちを大切に、いきいきとした日常生活を営むにあたって、いじめは、児童等（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがある、決して許されることのない行為である。

昨今、全国的にも、県内においてもいじめを背景とした、重大事態や諸事案が発生しているところであり、いじめはどの学校にもどの児童等にも起こりうることを踏まえ、より根本的かつ実効的な取組が展開されることが急務の課題となっている。また、いじめの問題に対しては、学校のみならず、家庭・地域・行政・その他関係機関が互いに連携のもと、その防止及び対処にあたっていくことが肝要である。

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」が成立したことを受け、平成 30 年 3 月に「北上市いじめ防止対策基本方針」（以下「北上市基本方針」という。）を改訂した。また、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」が改訂されたことを期に、改めて市の基本の見直しを図り、いじめの防止、早期発見、および対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的・効果的に推進していくものである。

第 1 章 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめについて、法第 2 条において、次のとおり定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめられた児童等の立場になった捉えであることをふまえ、それぞれの事案についての判断は、表面的・形式的に行うのではなく、それぞれの感じ方や背景によって個別的行うことが重要である。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本市は、いじめ防止等の対策を推進していくにあたって、次の事項を基本理念に掲げ、取り組んでいくこととする。

- (1) いじめは、どの学校にもどの児童等にも起こり得る問題であることを鑑み、すべての児童等が安心して日常の学校生活を営むことができるようにすること。
- (2) 児童等の生命と心身の安全を確保することを第一に、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携をもって相互に協力しながら、対策に取り組んでいくこと。
- (3) 児童等は、「いじめは絶対にしない」という自覚のもと、いじめ問題を自分たちの問題として捉え、主体的にその防止に向けた意識をもちながら学校生活を営んでいくこと。

3 北上市いじめ防止対策基本方針策定の目的

北上市基本方針は上記基本理念のもと、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域など市民がそ

それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止等に向けた方針

本市は、「いじめは絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度でその防止等に取り組むとともに、学校、保護者、地域、関係機関が連携し、地域の教育力も生かしながら、生きる力や豊かな人間性をはぐくむという共通認識のもと、その未然防止、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）にあたっていくものとする。

(1) 市

- ア いじめ防止に関する基本的な方針を定め、必要な施策を策定、実施する。
- イ 学校で認知したいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、学校と連携し、迅速に必要な措置を講じる。
- ウ いじめに関する相談体制の充実と学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携強化や必要な体制の整備に努める。
- エ 教育委員会学校教育課内に「教育相談電話（0197-65-3365）」を設置し相談対応にあたる。

(2) 学校

- ア いじめは、どの児童等、どの学級、どの学校でも起こり得ることを自覚し、教育活動を通じていじめの未然防止に努め、早期発見、早期解決を図る体制を構築する。
- イ 児童等の実態を的確に捉えながら学校の教育活動を展開し、児童等のよさや可能性の伸長に努め、情報共有を通して保護者との信頼関係を図る。
- ウ いじめを許さないこと、いじめられている児童等を守りとおすことを表明するとともに、認知したいじめについては、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に対応する。
- エ 児童等に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するほか、生活ノートや日常観察、家庭との連携等、個人情報に配慮しながら学校全体として児童等一人一人の状況の把握に努める。
- オ 児童等が主体となっていじめのない学校づくりの意識を育むため、発達段階に応じたいじめ防止等に取り組む児童等中心の活動を指導、支援する。
- カ 個別に配慮が必要な児童等については、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を図る。

(3) 家庭や地域

- ア どの児童等も、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、日常からなんでも話せる環境を大切に、悩みや相談等があった場合は、よりよい解決に向けて助言するとともに、一人で抱え込まず相談するよう働きかける。
- イ いじめに関わる情報（ネット等によるものも含む）を発見し、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校や市教育委員会等に相談または連絡する。

(4) 関係機関

- ア 普段から学校と連携していじめの防止に努めるとともに、いじめの兆候等が見られるときは、速やかに、学校、市教育委員会等に情報提供を行う。
- イ それぞれの役割を認識し、学校等と相互に連携しながら、いじめの防止と早期対応に努める。

第2章 市が実施する施策

1 組織の設置に関すること

(1) 北上市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ア 関係する機関等の連携及び連絡の下、いじめ防止等の効果的な推進を図るために北上市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。
- イ 連絡協議会の構成員は、教育委員会、北上市小学校生徒指導連絡協議会、和賀地区中学校生徒指導連絡協議会、法務局、警察、中部教育事務所とする。
- ウ 連絡協議会は、市内のいじめ問題の状況把握、未然防止・早期発見・早期対応等についての協議を図り、各学校のいじめ防止等の対策に資する。

(2) 北上市いじめ調査委員会の設置

- ア 法 28 条 1 項の規定に基づき、「北上市いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- イ 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、重大事態に係る事実関係を調査、審議する。
- ウ 構成員は、弁護士・医療関係者・心理や福祉の機関等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者、その他適任と思われる者とする。
(事務局は教育委員会)
- エ 調査委員会は、主に以下の内容を担うものとする。
 - ・北上市基本方針に基づく、いじめ防止等の対策を推進するための専門的知見を与えること。
 - ・学校から重大事態発生の報告を受けた場合、市としての調査組織となること。
- オ 重大事態の発生により調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 北上市いじめ再調査委員会の設置

- ア 法第 30 条 2 項の規定に基づき、北上市いじめ再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設置する。
- イ 再調査委員会は、調査委員会が法第 28 条 1 項の規定により行った調査結果について調査、審議する。

2 学校支援のための取組

(1) 相談体制の整備と周知

- ア 児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を確立しその周知を行う。
(市教育委員会教育相談電話及び教育相談員等)
- イ いじめにより、不登校を余儀なくされた児童等の居場所づくりや学校復帰に向けた支援を図る。

(2) 実態把握の推進

- 月別生徒指導状況報告により各学校におけるいじめ問題の実態把握を行い、取組状況の点検を行うとともに、必要に応じて事案に沿った指導・助言を行う。

(3) いじめの防止及びいじめへの対応力向上を図る取組

- ア 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修会を実施し、専門性を高めながら指導力の向上を図る。
- イ わかる授業づくりを推進し、児童等が自己の学習活動を振り返ることで自己肯定感をもつことができる指導の充実を図る。

ウ 児童等に対し、中学生サミット等リーダー研修会を実施し、いじめを身近な問題として捉えさせることにより自治的な資質の向上を図る。

(4) 関係機関との連携

学校を離れた場所やインターネットでのいじめ防止等を鑑み、警察や少年センター、福祉事務所等と情報を共有し、啓発を図る。

3 いじめに対する対応

(1) 教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた場合には、指導主事を派遣するなど、その事案について適切な指導・助言を行いながら、経過から解決に至るまで報告を継続させる。

(2) 教育委員会は、学校に対していじめを受けた児童等が安心して通常の教育が受けられるよう必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずるとともに、いじめを行った児童等への適切な対応についても指示する。犯罪性が高い事案については、外部機関との連携を図るよう指導するものとする。

第3章 各学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 各学校は、法第13条に基づき、国及び市基本方針を参酌し、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

(2) 学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、校内組織の確立、校内研修の充実、重大事態への対応等の事項が網羅されることを基本とし、具体性・実効性のある内容とする。

ア 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）。

イ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む。

ウ 学校いじめ対策組織による未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。

エ 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを校内のいじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを学校基本方針に盛り込む。

(3) 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

ア いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

イ 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(4) 保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について学校基本方針に定める。

ア 学校基本方針の策定に際し、児童等の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

イ 策定した学校基本方針については、各学校の学校通信やホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

ウ 入学時・各年度の開始時に児童等、保護者、関係機関等に学校基本方針の内容を説明する。

2 校内組織の設置

- (1) 法第 22 条に基づき、各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止等対策委員会」（学校ごとの名称）（以下「いじめ防止等対策委員会」という。）を設置する。
- (2) 組織は、校長・副校長・（主幹教諭）・生徒指導主事・教務主任・教育相談担当教諭・（指導）養護教諭・学年主任等の教職員に加え、その他保護者の代表者等校長が必要と認める関係者等で構成する。
- (3) 心理・福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の助言を受けることも視野に入れ、校長が学校の実情に応じて定める。
- (4) 当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組む中核的な役割を担うもの。
- (5) 学校は、学校基本方針や早期発見・事案対処マニュアル等において、主な役割を確認するとともに、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

3 いじめ防止等に関する取組の計画と実施

(1) 未然防止

- ア いじめを起こさない、許さないという毅然とした態度で臨む。加えて、家庭や地域とも連携していじめを起こさない、許さないという風土の醸成を図る。
- イ いじめはどの子供にも起こりうるという認識のもと、教育活動全体を通じて取り組む。
- ウ 教職員と児童等が互いに信頼できる関係の構築に努めながら授業づくり及び集団づくりを行う。
- エ 児童等が日常の教育活動の中で、自己有用感や自己存在感を感じることができる学校・学年・学級風土をつくるための具体的な取組及び日常生活における規範意識の確立と道徳性を高める活動を重視する。
- オ 全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり、それを助長したりすることのないよう、その指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 早期発見

- ア 些細な兆候であってもそれが大きなことにつながるという視点をもって取り組む。
- イ 教職員は、児童からのサインを見逃すことのないよう、児童等の言動や様子を観察し、実態把握に努める。また、普段から家庭との連絡体制や連携を構築する。
- ウ 各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
- エ 学校は、児童等からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する対応

法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。

- ア 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校内の「いじめ防止等対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- イ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止等対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得るので、速やかな情報共有を図る。

ウ 各教職員は、学校の定めた基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

エ 「いじめ防止等対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童等を徹底して守り通す。

オ いじめを行った児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

カ 対応においては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組む。

いじめに対する対応の例としては、次のことが考えられる。

- いじめと疑われる行為については、その場ですみやかにその行為を止めさせる。
- 速やかに校内の「いじめ防止等対策委員会」を招集し、具体的な対応を協議する。
- いじめを受けた児童等またはその保護者への対応
 - ・ 訴えや相談に対しては、真摯に傾聴し内容を聞き取るとともに、いじめを受けた児童等の安全を最優先に確保する。
 - ・ 家庭訪問等により、迅速にいじめを受けた児童等の保護者へ事実関係を伝えとともに、いじめを受けた児童等への手当ての方向性や具体策を説明し、保護者の協力を仰ぐ。
- いじめを行った児童等またはその保護者への対応
 - ・ 事情を聴取し、いじめが認知された場合には、校内の「いじめ防止等対策委員会」で協議を行い、その再発を防止する対応を行う。
 - ・ その行為が人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させたうえで、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - ・ 保護者に対して、事実関係の説明を行い、理解や納得を得たうえで事後の対応等について継続的に助言を行う。
- いじめが起こった集団への対応
 - ・ 当該事案の個人情報の取り扱い等に留意しながら、自分の問題として捉えさせる等、実態に応じた指導を行う。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、次の2つの要件を満たしていても、いじめの被害の重大性や個別の状況、組織の判断によっては、より長期の期間を設定し継続して注視する等、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校の「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・いじめを行った児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校の「いじめ防止等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る。学校の教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等について、継続的な見守りと支援を行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項により、いじめの重大事態は次のとおりとなっている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童等が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「相当の期間」については、文部科学省「児童等の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した恐れがある場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

3 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

調査の主体は、教育委員会が主体となつて行う場合と学校が主体となつて行う場合があるが、学校が主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織及び内容

(1) 調査を行うための組織

重大事態が発生した場合、教育委員会が主体となつて調査を行う場合は、教育委員会は当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査委員会を招集する。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査

を実施する。

(2) 調査の内容

ア 調査は、事実と向き合い、事実関係を明確にするために行うものである。よって、当該重大事態に至る要因になったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われたか、いじめの背景や児童等の人間関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

イ いじめを受けた児童等から聴き取りを行う場合、いじめを受けた児童等を守ることを最優先として調査を実施する。また、いじめを受けた児童等から聴き取りが不可能な場合、いじめを受けた児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を実施する。

ウ 児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成 26 年 7 月 1 日付け 26 文科初第 416 号文部科学省初等中等教育局通知）を踏まえて行うものとする。

5 調査結果の説明

ア 教育委員会又は学校は、調査報告書又は概要版資料を提示又は提供し、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、明らかになった事実関係その他の必要な情報を口頭で説明する。

イ 調査を通じて確認された事実関係、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

ウ 情報提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

エ いじめを行った児童等やその保護者に対しても適時、適切な方法で説明する。

6 調査報告書の報告及び公表

ア 教育委員会は、調査結果を市長に報告する。いじめを受けた児童等・保護者から所見書が提出されている場合には、併せてその内容を説明する。

イ 教育委員会は、文部科学省に対して重大事態報告書を提出する。

ウ 公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童等・保護者の意向、公表した場合の児童等への影響等を総合的に勘案して、教育委員会が適切に判断する。

7 調査結果の報告を受けた市長による再調査

(1) 再調査

上記 6 の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項に基づき、再調査委員会を設けて調査結果について適切に調査（以下「再調査」という）を行うことができる。

(2) 議会への報告等

市長は、再調査を行ったとき、法 30 条第 3 項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮しながら、その結果を市議会に報告する。

第5章 その他

1 北上市基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する市の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。